

水道事業の経営の現状と課題

令和3年12月1日(水)

総務省 自治財政局 公営企業経営室

公営企業における更なる経営改革の推進について

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
- 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
- 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
- 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念



さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・PDCA

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 各公営企業において令和2年度までに策定するとともに、PDCAサイクルにより必要な見直しを図る

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・
民間活用

人材確保、
組織体制の整備

新技術、ICTの
活用

相互に反映

抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

①事業そのものの必要性・
公営で行う必要性 (※1)

②事業としての持続可能性

③経営形態
(事業規模・範囲・担い手)

事業廃止

民営化・民間譲渡

広域化等 (※2)

民間活用

(※1): 水道事業及び下水道事業については、公営で行う必要性が高く、地方公共団体の事業主体としての位置づけが法定されていることから、②・③を議論し、広域化等及び民間活用を検討

(※2): 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化や病院事業における再編・ネットワーク化を含む概念

公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
 - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
 - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

公営企業の「経営戦略」の策定・改定の推進について

○各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。
(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

○令和2年度までに策定率100%とすることを要請。
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)
○令和7年度までに見直し率100%とすることを要請。
(令和3年1月22日付け公営企業三課室長事務連絡)

経営戦略 [イメージ]

投資試算

- 長期の人口減少推計を踏まえた将来の需要予測等に基づく合理的な投資額の設定
- 長寿命化等による平準化等

財源試算

- 料金、企業債、一般会計繰出金等の水準の見直し 等

計画期間内の
収支均衡

収支ギャップが生じた場合には
その解消を図る

- ・広域化等
- ・指定管理者制度、包括的民間委託 等
- ・PPP/PFI等

組織、人材、定員、給与の適正化

その他の経営基盤強化の取組 (ICT活用等)

PDCAサイクル

- ◆ 毎年度、進捗管理
- ◆ 計画と実績の乖離の検証
- ◆ 3～5年ごとの見直し

投資・財政計画の策定

(計画期間は基本10年以上)

- 経営基盤強化と財政マネジメントの向上のツール
- 経営健全化に向けた議論の契機とするため住民・議会に対して「公開」

経営戦略の策定・改定の推進

○「経営戦略策定ガイドラインの策定・公表

(平成28年1月策定・公表、平成29年3月改訂)

⇒ 平成31年3月に「**経営戦略策定ガイドライン**」を再改訂し、事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書となる「**経営戦略策定・改定マニュアル**」を作成。

ガイドライン等の改訂内容

- ・「経営戦略」の策定後も、毎年度、進捗管理や計画実績との乖離検証を行い、**3年～5年ごとの改定**が必要。
- ・収支均衡を図るため、ストックマネジメント、公営企業会計の導入、料金水準の適正化の議論などを反映し、**質の向上**を図るよう要請。

策定状況

(毎年度、策定状況を調査・公表)

○ **令和3年度までに98.0%が策定予定**。
(令和3年3月31日時点の策定率は90.8%。)

財政措置等

- **経営・財務マネジメント強化事業**(令和3年度から)
- **経営戦略の策定を要件としている地方財政措置**
 - ・水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設(浄水場、管路等)の建設改良事業
 - ・下水道事業の高資本費対策

経営戦略の策定状況

経営戦略策定状況の「見える化」

経営戦略の策定状況

- 令和2年度までの策定を要請（平成28年1月）。
- 令和3年3月31日時点の**策定率は90.8%**。**令和3年度までには、既に策定済みの事業を含め、98.0%が策定予定**。
- 未策定の事業については、引き続き策定を推進。

公営企業経営戦略の策定状況（令和3年3月31日）

（単位：事業）

		①策定済	②令和3年度に 策定予定	合計 (①+②)	③令和4年度以降 に策定予定	合計
		事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)
水	道	1,676 (94.3%)	90 (5.1%)	1,766 (99.3%)	12 (0.7%)	1,778 (100.0%)
うち	上水道	1,252 (95.2%)	57 (4.3%)	1,309 (99.5%)	6 (0.5%)	1,315 (100.0%)
うち	簡易水道	424 (91.6%)	33 (7.1%)	457 (98.7%)	6 (1.3%)	463 (100.0%)
工業	用水道	123 (86.0%)	20 (14.0%)	143 (100.0%)	0 (0.0%)	143 (100.0%)
交	通	70 (86.4%)	7 (8.6%)	77 (95.1%)	4 (4.9%)	81 (100.0%)
電	気	77 (85.6%)	10 (11.1%)	87 (96.7%)	3 (3.3%)	90 (100.0%)
ガ	ス	20 (95.2%)	1 (4.8%)	21 (100.0%)	0 (0.0%)	21 (100.0%)
港	湾整備	73 (80.2%)	16 (17.6%)	89 (97.8%)	2 (2.2%)	91 (100.0%)
市	場	79 (56.0%)	43 (30.5%)	122 (86.5%)	19 (13.5%)	141 (100.0%)
と	畜場	21 (53.8%)	12 (30.8%)	33 (84.6%)	6 (15.4%)	39 (100.0%)
観	光施設	135 (64.0%)	59 (28.0%)	194 (91.9%)	17 (8.1%)	211 (100.0%)
宅	地造成	163 (62.9%)	63 (24.3%)	226 (87.3%)	33 (12.7%)	259 (100.0%)
駐	車場	120 (69.8%)	37 (21.5%)	157 (91.3%)	15 (8.7%)	172 (100.0%)
下	水道	3,414 (96.2%)	111 (3.1%)	3,525 (99.4%)	23 (0.6%)	3,548 (100.0%)
合	計	5,971 (90.8%)	469 (7.1%)	6,440 (98.0%)	134 (2.0%)	6,574 (100.0%)

経営戦略の改定状況

- **令和7年度までの見直しを要請**（令和3年1月）。
- 過去に改定実績のある事業が531（8.9%）、令和7年度までには、既に改定済みの事業を含め、47.4%が改定予定。
- **JFMとの共同事業等により、経営戦略の改定を支援**。

策定状況の「見える化」

- 令和3年3月31日時点での**全都道府県・市町村の事業別の策定状況を、総務省HPにおいて公表済**（令和3年10月）。
- 毎年度調査を実施し、**策定状況・改定状況の「見える化」を推進**する。

公表例（岩手県内の公営企業を抜粋）

都道府県	団体名	事業名	事業詳細	経営戦略の策定状況				
				①策定済	②取組中	③未着手	R3 <small>(②又は③の場合)策定予定年度</small>	R4以降
岩手県	岩手県	工業用水道事業	工業用水道	○			-	-
岩手県	岩手県	電気事業	電気	○			-	-
岩手県	岩手県	下水道事業	流域下水道	○			-	-
岩手県	岩手県	港湾整備事業	港湾整備	○			-	-
岩手県	岩手県	宅地造成事業	臨海土地造成		○		○	
岩手県	岩手県	下水道事業	特定環境保全公共下水道				-	-
岩手県	岩手県	下水道事業	漁業集落排水施設				-	-
岩手県	盛岡市	水道事業	上水道(末端給水)	○			-	-
岩手県	盛岡市	下水道事業	公共下水道	○			-	-

※網掛けは、地方債の償還のみの事業や、廃止（予定）事業など。

経営戦略の策定・改定の推進

未策定の事業や、既に経営戦略を策定している事業で**質を高めるための改定**に取り組む事業に対しては、「**策定・改定ガイドライン**」や「**策定・改定マニュアル**」のほか、JFMと共同で実施している**経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイザー派遣の活用を促し**、策定・改定を推進する。

経済財政運営と改革の基本方針2021

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

3. 国と地方の新たな役割分担等

(地方財政改革及び地方行財政の「見える化」改革)

地方自治体業務改革・デジタル化、地方公営企業改革、上下水道の広域化・料金の適正化、地方財政改革及び地方行財政の「見える化」改革・EBPM(証拠に基づく政策立案)を引き続き推進する。感染症対応として実施された地方創生臨時交付金などの地方自治体の自由度が高い予算措置について、事業の用途等の比較検証を行うとともに、感染収束後、早期に地方財政の歳出構造を平時に戻す。総務省は、デジタル化等による地方公会計の財務書類等を始めとする地方財政データのより迅速な公表に取り組む。

【参考】「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)(抄)

第3章 「新たな日常」の実現

2. 「新たな日常」が実現される地方創生

(1) 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ

① 持続可能な地方自治体の実現等

水道・下水道の広域化計画の中にシステム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項も盛り込むよう促すとともに、その実現に向け、都道府県が広域的な地方自治体として、関係市町村と連携体制を構築し、主体的に取り組むよう求める。民間知見の取込みのため、性能発注推進、PFI推進及びデータの地方自治体をまたいだ活用を推進する。

地方公営企業について、公営企業の業務効率化とデジタル化を徹底して進めるとともに、実情や費用対効果を踏まえつつ、全公営企業の公営企業会計への移行を5年以内を実現することを目指し工程を明確化する。

新経済・財政再生計画 改革工程表2020

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支（改善）、繰出金（抑制）】</p>	<p>○経営戦略の見直し率【2025年度までの見直し率100%】</p> <p>○収支赤字事業数【2017年度決算（938事業）より減少】</p>	<p>3. 公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進</p> <p>a. 経営戦略に沿って収入、支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進《総務省》</p> <p>b. <u>経営戦略が未策定の事業についてフォローアップを実施し、早期策定を促すため、地方団体に対するアドバイザー派遣による支援制度を創設するとともに、策定済の事業について一定期間ごとの見直しを推進。</u>《総務省》</p> <p>c. 経営比較分析表について、これまで順次公表してきた9分野における抜本的な改革の検討にも資するよう、必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に比較できる形での公表を検討するなど、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進《総務省》</p> <p>d. 水道、下水道などの公営企業についてICT等デジタル技術を活用した管理を推進《総務省、関係府省》</p> <p>e. 経営戦略に沿った取組等の進捗状況を踏まえつつ、今後の公営企業制度の在り方の見直しを含め、公営企業の経営改革を更に推進する方策について検討。《総務省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支（改善）、繰出金（抑制）】</p>	<p>○重点事業における公営企業会計の適用自治体数（人口3万人未満）【2024年度予算から対象団体の100%】</p> <p>○その他の事業における公営企業会計の適用事業数【増加】</p>	<p>4. 公営企業会計の適用促進</p> <p>a. 重点事業（下水道、簡易水道事業）について、ロードマップに基づき、人口3万人未満の団体においても、特に小規模な団体の取組が円滑に進むよう支援するなど公営企業会計の適用を一層促進。《総務省》</p> <p>b. その他の事業（港湾整備、市場、と畜場、観光施設等）について、実情や費用対効果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。《総務省》</p>	<p>→</p> <p>→</p>		

「抜本的な改革」の必要性と検討プロセス

抜本的な改革の必要性

現在の経営の効率化・健全化と、将来にわたる安定的な経営の継続のため、各公営企業は、公営企業会計の適用による損益・資産の正確な把握、経営比較分析表の活用、中長期的な投資必要額と財源の具体的な推計等により、事業の現在の課題、将来の見通し・リスクを「見える化」して把握、分析、公表した上で、こうした将来推計も踏まえ、当該事業の必要性と担い手のあり方について、抜本的な改革の検討を行うことが必要である。

「抜本的な改革」の検討プロセス

①事業そのものの必要性・公営で行う必要性

- **事業の意義、提供しているサービスの必要性について、各事業の特性に応じて検証**(※1)
⇒ 意義・必要性がないと判断された場合には、速やかに事業廃止等を行うべき
- 事業の継続、サービスの提供自体は必要と判断された場合でも、**収支や採算性、将来性の点から、公営で行うべきかどうかを検討** ⇒ 民営化や民間譲渡について検討

(※1): 例えば、水道事業及び下水道事業は、地方公共団体の事業主体としての位置付けが法定されており、②・③を検討する。

②事業としての持続可能性

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要や老朽化の程度、制度改正による影響等の**経営上の課題等を勘案し、事業としての持続可能性を検証**
⇒ 持続可能性に問題があると判断された場合、事業の必要性に応じて事業廃止の検討または事業を持続可能なものとするための取組を実施

③経営形態(事業規模・範囲・担い手)

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要の増大など、公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、**現在の経営形態を前提とした経営改革だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念**
⇒ 事業統合、施設の統廃合・共同設置、施設管理の共同化、管理の一体化等の**広域化等**(※2)、指定管理者制度、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の**民間活用**を検討

(※2): 広域化等とは、事業統合はじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適な汚水処理施設を選択し整備する最適化を含む概念である。

3つの観点から
4つの方向性を
基本として
抜本的な改革
を検討

事業廃止

民営化・
民間譲渡

広域化等
(※2)

民間活用

○ 公営企業の抜本的な改革の方向性等については、総務省が平成28年度に設置した「公営企業の経営のあり方に関する研究会」において検討を行い、平成29年3月に報告書を取りまとめている。

○ 同報告書については総務省HPにおいて公表しているため、各公営企業におかれては検討に当たって御参照されたい。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/koeikigyuu/index.html

水道事業における広域化の推進について

<広域化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営の確保が求められているところ。
- 複数の市町村が区域を超え、連携又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進。
- 広域化の中でも、経営統合は、経営主体が単一となり、施設の統廃合や人員、財源等の経営資源を一元的に管理するため、給水原価の削減、専門人材の確保等、経営基盤を強化する効果。
- 一方、地理的要因等により経営統合の実現が困難な地域においても、施設の共同設置や共同利用等により、更新費用や維持管理費用の削減等の効果。

※広域化の事例：

- ①香川県及び県内16市町による「経営統合」（浄水場の統廃合（55施設→26施設）等により、統合前のH26年度の試算で約954億円の削減。また、料金統一により、中長期的には、全ての団体において料金抑制効果が生じると試算（最大約7割）。）
- ②福岡県大牟田市及び熊本県荒尾市による「施設の共同設置・共同利用」（事業費約19億円の削減）

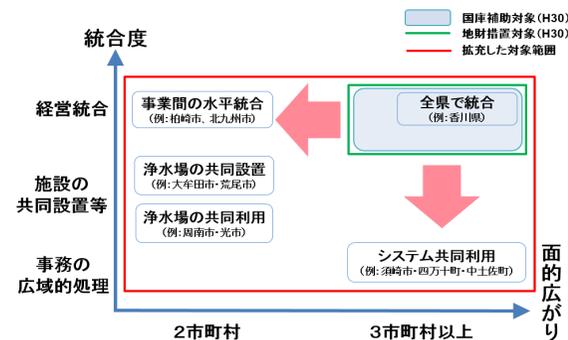
<「水道広域化推進プラン」策定の要請>（厚労省と連携）

- 「「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成31年1月）を发出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定することを要請。
- 策定支援のため、平成31年3月に「水道広域化推進プラン策定マニュアル」を作成・公表。
- 令和2年12月に、庁内外における連携体制の構築やシステム標準化・共同化を含むデジタル化推進の検討等、策定に当たっての留意事項を記載した事務連絡を发出。

<地方財政措置>

- 「水道広域化推進プラン」に基づく多様な広域化を推進するため、単独事業も含め、経営統合だけでなく、施設の共同設置やシステム共同利用等の施設等の整備費について一般会計出資債の元利償還金の60%を普通交付税措置。（令和元年度から対象事業及び交付税措置率を拡充）

<多様な広域化（イメージ）>



1 現状と将来見通し

	(1)現状	(2)将来見通し
ア 自然・社会的条件に関すること 水道事業者に係る基礎的事項、給水人口、産業の動向といった自然・社会的条件に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・左記のア～オの事項について、図表等を用いながら分かりやすく現状を分析 ・都道府県水道ビジョンや各事業者の経営戦略等も活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期の課題を把握分析するため、40～50年程度の期間を設定 ・客観的な人口推計、施設・設備の老朽化の状況等を各項目に反映 ・アセットマネジメント、官民連携、ダウンサイジング等の経営方針を各項目に反映
イ 水道事業のサービスの質に関すること 水安全計画の策定状況、災害時の対応計画といった水道事業のサービスの質に関すること		
ウ 経営体制に関すること 職員の状況、業務委託の状況、広域化の状況といった経営体制に関すること		
エ 施設等の状況に関すること 水源の状況、給水能力、浄水場や管路等の耐震化・経年化の状況といった施設等の状況に関すること		
オ 経営指標に関すること 更新経費、収益的支出、水道料金、収益性・安全性等の経営指標に関すること		

(3)経営上の課題

現状と将来見通しを踏まえて明らかとなった課題を列举(例)

- ・水需給の不均衡
- ・災害への対応
- ・職員数の減少
- ・有収水量の減少に伴う、施設利用率の低下
- ・老朽化、耐震化対策の必要性
- ・料金収入の減少
- ・更新需要の増大
- ・経営状況の悪化

2 広域化のシミュレーションと効果

(2)広域化のシミュレーション

- ・(1)で設定した広域化パターンごとにシミュレーションを実施し、効果を算出
- ・(1)で設定した広域化パターンを組み合わせ、左記のア～オの事項に基づき、広域化した場合の複数の将来見通しを策定
- ・実際には、各都道府県における広域化の検討状況等を踏まえ、先行してシミュレーション等を実施している団体の事例等も参考に実施

比較

効果の算出

- ・設定した複数の将来見通しについて、自然体での将来見通しと比較し、定量的・定性的に総合的な効果を分析

(1)広域化パターンの設定

- ・経営統合や施設の共同設置・共同利用、事務の広域的処理など、広域化の多様な類型の中から、圏域や当該地域における実現可能性等も踏まえ、検討を行う広域化パターンを設定
- ・既存の圏域を基本としたシミュレーション等を行うことも考えられるが、広域化の類型によっては圏域を超えた広域化パターンの検討も重要

3 今後の広域化に係る推進方針等

(1)広域化の推進方針

・広域化のシミュレーションと効果の算出を踏まえて、今後の広域化の推進方針を記述

(2)当面の具体的取組内容及びスケジュール

・当面実施する具体的取組やスケジュールについて、必要な施設の整備内容や検討のための協議会の開催など、水道広域化推進プラン策定時において決まっていることを記載

・特に、地方単独事業については、事業を具体的に実施する前に、事業目的や事業期間、事業費概算などを記載し、策定時において決まっている他の広域化に係る事業(国庫補助事業等)との関係性も含め、広域化推進方針に照らした事業の整合性を明らかにすることが重要

「水道広域化推進プラン」の策定取組状況について(R2.9.30時点)

- 令和2年度に、**全都道府県の「水道広域化推進プラン」策定取組状況について、ヒアリングを実施。**
- **既に策定済の団体が5団体(大阪府、兵庫県、広島県、香川県及び佐賀県)、その他の団体においても、令和4年度までの策定に向けて取り組みを進めており、その進捗状況は下記のとおり。**

各団体の進捗状況 ※策定済の5団体を除く (凡例) ◎:完了、○:策定中、空欄:未着手

都道府県番号	都道府県名	進捗状況		
		A 現状把握	B 将来見通し	C 広域化シミュレーション
1	北海道	◎	◎	○
2	青森県	○	○	○
3	岩手県	○	○	
4	宮城県	○	○	○
5	秋田県	○		
6	山形県	○	○	○
7	福島県	○	○	
8	茨城県	○	○	○
9	栃木県	○	○	
10	群馬県	○	○	
11	埼玉県			
12	千葉県	○	○	○
13	東京都			
14	神奈川県	○	○	
15	新潟県	○	○	○
16	富山県	○	○	
17	石川県	○		
18	福井県	○		
19	山梨県			
20	長野県	○	○	
21	岐阜県	○	○	○
22	静岡県	○	○	○

都道府県番号	都道府県名	進捗状況		
		A 現状把握	B 将来見通し	C 広域化シミュレーション
23	愛知県	○		
24	三重県	○	○	○
25	滋賀県	○	○	○
26	京都府	○	○	○
29	奈良県	◎	◎	○
30	和歌山県	○	○	○
31	鳥取県	○	○	○
32	島根県	○	○	
33	岡山県	○	○	
35	山口県	◎	◎	
36	徳島県	◎	◎	◎
38	愛媛県	○	○	
39	高知県	○	○	○
40	福岡県	○	○	
42	長崎県	○	○	○
43	熊本県	○		
44	大分県	○	○	
45	宮崎県	○	○	
46	鹿児島県	○	○	
47	沖縄県	○		
◎(完了)計		4	4	1
○(策定中)計		35	29	17

※ 「「水道広域化推進プラン」の策定について」(平成31年1月25日付通知)」において、具体的な記載事項として、①「現状把握」、②「将来見通し」、③「広域化シミュレーション」等を示していることから、この3項目の進捗状況を記載している。

※ 進捗状況は都道府県からの回答を記載しており、3項目全てが完了(◎)となっている場合でも、シミュレーション結果の精緻化や今後の推進方針等の検討が必要であることから、水道広域化推進プランの策定完了を示しているものではない。また、進捗が未着手となっているものにおいても、内部的な検討・調整を始めている場合がある。

新経済・財政再生計画 改革工程表2020

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支（改善）、繰出金（抑制）】</p>	<p>○広域連携に取り組むこととした市町村数【2022年度までに650団体】</p> <p>○システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランを策定した都道府県数【2022年度末までに47都道府県】</p> <p>○水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等が全体に占める割合【2025年度までに100%】</p>	<p>5. 水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取組み等の持続的経営を確保するための取組の推進</p> <p>a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。</p> <p>b. 各都道府県における2022年度までの水道広域化推進プランの策定に向けた取組状況を把握・公表し、システム共同化等のデジタル化を含めたシミュレーション及び今後の広域化に係る推進方針等を定め、必要に応じてPPP/PFIをはじめとした官民連携手法の活用を盛り込んだプラン策定を促すとともに、本プランに基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。</p> <p>c. 官民連携活用の好事例、先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、料金の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理（水道事業者等における水道施設台帳の電子化や、水道情報活用システム・スマートメーター等のCPS/IoTの活用）、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。</p> <p>d. 水道情報活用システムの全国への水平展開を進めるため、ベンダー各社の連携や水道標準プラットフォームの周知の促進、関連機器の標準化、技術開発の進展や情報利活用の高度化等への対応のためのシステム標準仕様の改定等への支援。</p> <p>《総務省、経済産業省、厚生労働省》</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>

広域化に関する事業に係る地方財政措置の拡充(R元年度～)

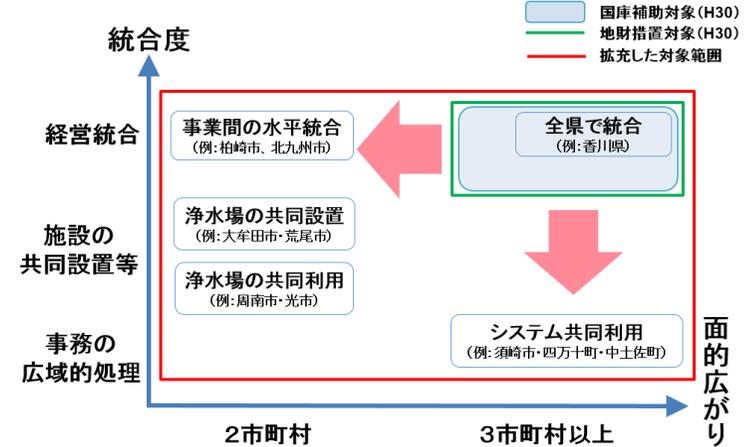
- 都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定するよう要請
(「水道広域化推進プラン」の策定について)(平成31年1月25日付け総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)
- 同プランに基づく多様な広域化を推進するため、経営統合だけでなく、施設の共同設置や事務の広域的処理等の地方単独事業を対象に追加
- 一般会計出資債(地方負担額の1/2)の元利償還金について、交付税措置率を50%から60%に拡充

<～H30> ※地方単独事業は対象外

【国庫補助事業】



(参考)広域化に係る地方財政措置の対象拡充イメージ

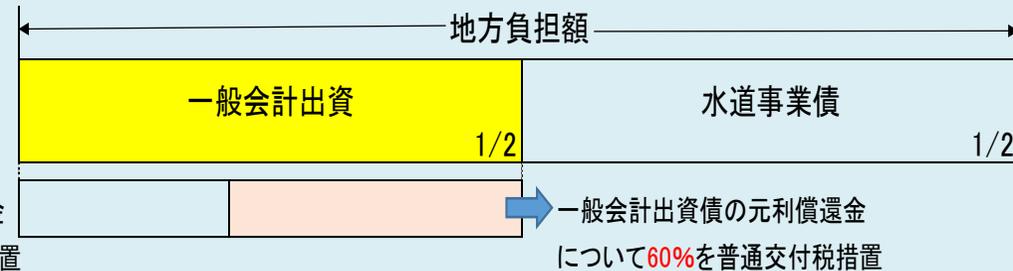


<R元～>

【国庫補助事業】(交付税措置率拡充 50%→60%)



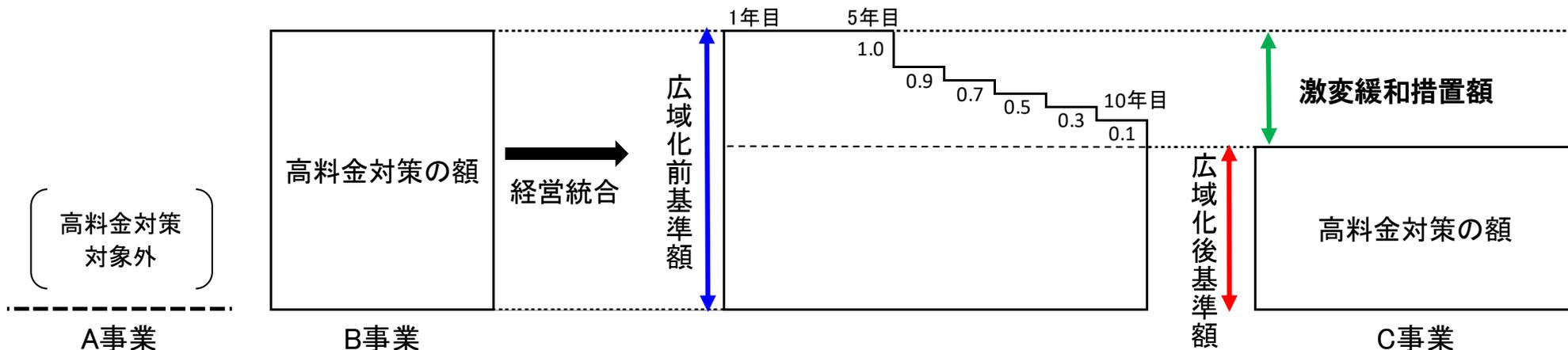
【地方単独事業】(新規)



広域化に伴う高料金対策の激変緩和措置（R元年度～）

【措置の概要】

水道事業が市町村の区域を超えて経営統合を行った場合、統合前の事業に係る高料金対策の措置額が減少または皆減する場合があります。そのため、広域化を推進する観点から、令和元年度以降、市町村の区域を超えて経営統合を行った団体を対象に統合後の高料金対策の額が、統合前の事業がなお統合前の区域をもって存続した場合に算定される額を下回る場合、激変緩和措置として統合前後の差額に対し、統合の翌年度から10年間、地方財政措置を講じるもの。（6年目以降、段階的に縮減）



※毎年度把握する資本費等により算定

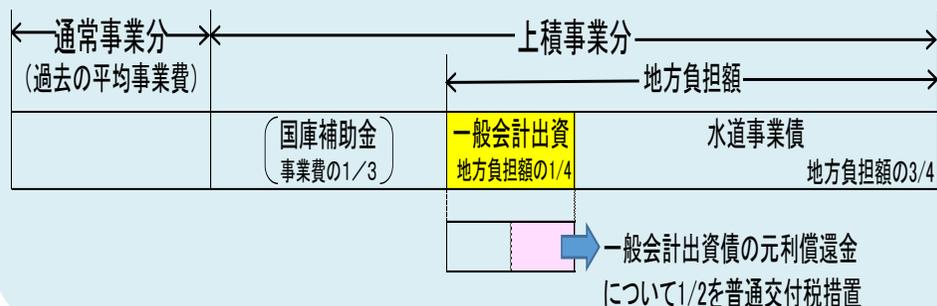
一定率	1～5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	1.0	0.9	0.7	0.5	0.3	0.1

水道管路耐震化事業に関する地方財政措置の延長・拡充（令和元年度～5年度）

- 着実な更新投資と災害対策を進めるため、**管路の耐震化に係る地方財政措置を5年間延長**（R元～R5まで）
- **経営条件の厳しい団体**について、**一般会計からの繰出を1/4から1/2に拡充【特別対策分の創設】**（R元～R5まで）

<～H30>

※地方単独事業も対象



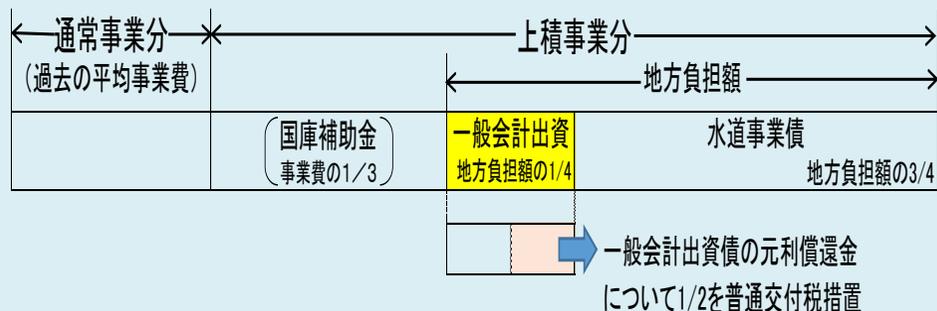
(参考)特別対策分の要件

供給単価が全国平均以上であり、次の要件①または②を満たす団体

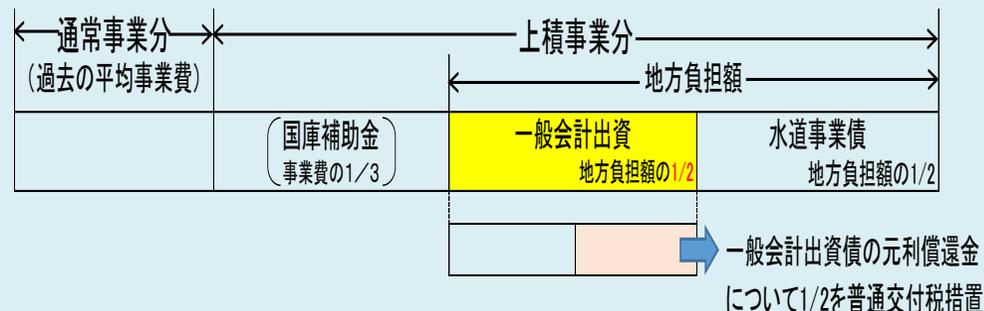
- ①有収水量1m³当たり資本費が全国平均の2倍以上
- ②有収水量1m³当たり資本費が全国平均の1.5倍以上かつ有収水量1m³当たり管路延長が全国平均の2倍以上

<延長・拡充後（R元～R5）> ※地方単独事業も対象

【一般分】(延長)



【特別対策分】(新規)



「旧簡易水道事業等の経営に関する研究会」報告書 概要(令和2年12月)

簡易水道事業統合の沿革

- 簡易水道事業は、給水人口が小規模で、経営基盤が脆弱な事業が多いが、今後も人口減少による料金収入の低下や施設等の更新投資の増大が見込まれる中、経営基盤を強化し、持続的な運営を確保するため、**平成19年度から平成28年度まで(一定の条件を満たす団体は令和元年度まで)、事業統合が推進**されてきた。
- 簡易水道事業の統合により考えられる効果として、ソフト面では、公営企業会計適用による経営状況の明確化や、水道施設の管理体制の効率化・強化等、ハード面では、施設等の統廃合が挙げられるが、これらの効果が実際に発揮されているかについては、事業によって差が生じている。

簡易水道事業を統合した上水道事業の現状

- **簡易水道事業を統合した上水道事業(以下、「統合上水道事業」という。)**は、**その他の上水道事業と比較すると、資本費など経営状況を表す指標等は厳しい状況にあり、有収水量あたりの管路延長が長く、更新も進んでいない傾向**にある。
- 統合上水道事業の経営状況について、**資本費や給水原価の水準が高くなるほど、料金回収率は低くなる傾向**にある。また、複数の簡易水道事業のみが統合した場合をはじめ、統合後の上水道事業に占める**旧簡易水道区域の給水人口割合が高いほど、経営指標は厳しい傾向**にある。

旧簡易水道事業に対する取組方策の検討

- 統合上水道事業の現状は、複数の簡易水道事業のみが統合した場合をはじめ、経営の実態が統合前から大きく変わらない事業や、地理的な条件等によって資本費や給水原価が高水準となっている事業があり、統合後においても、未だ経営が厳しく、経営基盤の強化に至っていない事業も多い。
- 一方で、統合上水道事業の管路の更新は進んでいない状況にあり、持続的な経営に不可欠な更新投資の必要性は増加することが見込まれる。また、統合に伴い、それまで対象であった簡易水道事業の財政措置から外れたことが、経営を圧迫する要因となっている。
- これらのことを踏まえ、**適切な更新投資を行うことが経営上困難とみられる統合上水道事業について、旧簡易水道施設の必要な更新投資を可能とし、持続的な経営を確保するため、新たな財政措置を講じる必要がある。**

委員

氏名(役職)	氏名(役職)	氏名(役職)
【座長】石井 晴夫(東洋大学名誉教授)	木村 俊介(明治大学公共政策大学院専任教授)	原田 大樹(京都大学法学系(大学院法学研究科)教授)
宇野 二郎(横浜市立大学国際教養学部教授)	齊藤 由里恵(中京大学経済学部准教授)	星野 菜穂子(地方財政審議会委員)
大塚 英樹(長崎県地域振興部市町村課長)	鈴木 伸一(岩手県一関市上下水道部長)	三上 和彦(島根県邑南町水道課長)

旧簡易水道事業に対する地方財政措置について

- 旧簡易水道事業について、現在の厳しい経営状況等を踏まえ、一定の要件に該当する団体に対して、地方財政措置を拡充。

(1) 対象事業

簡易水道事業を統合した上水道事業※における 旧簡易水道施設※（浄水場、管路等）の建設改良事業

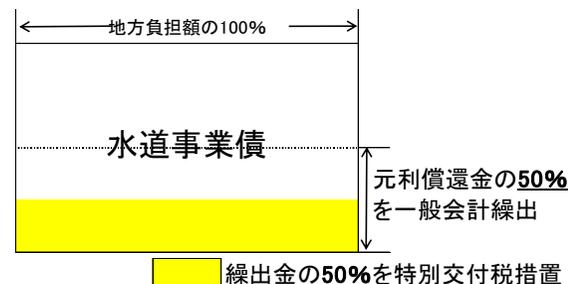
(2) 対象要件

※ 簡易水道施設であった水道施設（簡易水道事業の統合推進が開始された平成19年度以降の簡易水道事業統合により、簡易水道施設でなくなったもの）

前年度末時点で経営戦略を策定しており、次の要件のいずれかを満たす団体

- ・ 統合後の上水道事業に占める旧簡易水道区域の給水人口比率の割合が10%以上
- ・ 有収水量 1 m³当たり資本費又は給水原価が全国平均（大規模団体を除く上水道事業の全国平均）以上

(措置のスキーム)



(3) 財政措置

建設改良に係る水道事業債の 元利償還金（50%） について、一般会計からの繰出を行うこととし、当該繰出金について特別交付税措置（50%）

過疎・辺地の場合

- 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令」において、過疎対策事業債の対象に旧簡易水道施設を追加。

※ 同様に、辺地対策事業債の対象に旧簡易水道施設を追加。

(参考) 令和3年度以降の簡易水道事業の建設改良費に対する地方財政措置について

【繰出】

- 建設改良費に係る企業債の元利償還金の55%を繰出。

【地方交付税措置】

- 元利償還ベースが50%、給水人口ベースが50%。

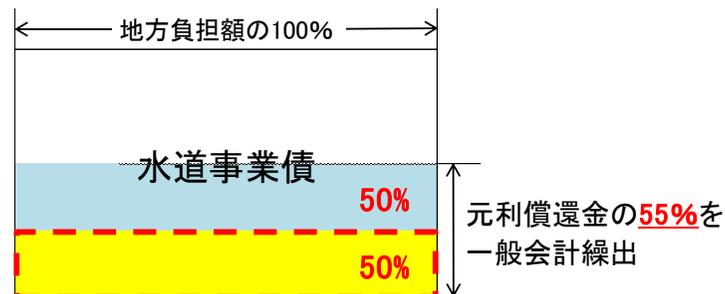
(変更点)

- 一般会計からの繰出については、企業債の元利償還金の55%とする。
(現行の臨時措置分※を含む繰出(55%)から変更なし。)

※ 建設改良費の10%繰出に代えて、平成14年度以降、臨時的に発行する企業債の元利償還金に対する繰出。

- 地方交付税措置については、元利償還ベースを45%から50%に引き上げ。

(措置のスキーム)



給水人口ベースで普通交付税措置
元利償還ベースで普通交付税措置
※H23年度債以降は特別交付税措置